

銀行法施行規則に規定する開示事項

銀行法施行規則第19条の2 (単体情報)

**1. 銀行の概況及び組織に関する事項**  
 (1) 大林主一覧 ..... 44

**2. 銀行の主要な業務に関する事項**  
 (1) 直近の中間事業年度の事業の概況 ..... 22  
 (2) 直近3中間事業年度及び2事業年度の主要な経営指標等の推移  
 ① 経常収益 ..... 22  
 ② 経常利益又は経常損失 ..... 22  
 ③ 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失 ..... 22  
 ④ 資本金及び発行済株式の総数 ..... 22  
 ⑤ 純資産額 ..... 22  
 ⑥ 総資産額 ..... 22  
 ⑦ 預金残高 ..... 22  
 ⑧ 貸出金残高 ..... 22  
 ⑨ 有価証券残高 ..... 22  
 ⑩ 単体自己資本比率 ..... 22  
 ⑪ 従業員数 ..... 22  
 ⑫ 信託報酬 ..... 22  
 ⑬ 信託勘定貸出金残高 ..... 22  
 ⑭ 信託勘定有価証券残高 (信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高に掲げる事項を除く。) ..... 22  
 ⑮ 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高 ..... 22  
 ⑯ 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高 ..... 22  
 ⑰ 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高 ..... 22  
 ⑱ 信託財産額 ..... 22  
 (3) 直近2中間事業年度の業務の状況を示す指標  
 ① 主要な業務の状況を示す指標  
 ア. 業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・実質業務純益・コア業務純益・コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。) ..... 27  
 イ. 資金運用収支等役務取引等収支 ..... 27  
 ウ. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等 ..... 28, 30  
 エ. 受取利息・支払利息の分析 ..... 29  
 オ. 経常利益率 ..... 30  
 カ. 中間純利益率 ..... 30  
 ② 預金に関する指標  
 ア. 預金科目別平均残高 ..... 31  
 イ. 定期預金の残存期間別残高 ..... 42  
 ③ 貸出金等に関する指標  
 ア. 貸出金科目別平均残高 ..... 32  
 イ. 貸出金の残存期間別残高 ..... 42  
 ウ. 貸出金、支払承諾見返の担保別内訳 ..... 33  
 エ. 貸出金使途別内訳 ..... 32  
 オ. 貸出金業種別内訳 ..... 33  
 カ. 中小企業等向け貸出 ..... 32  
 キ. 特定海外債権残高 ..... 33  
 ク. 預貸率 ..... 33  
 ④ 有価証券に関する指標  
 ア. 商品有価証券の種類別平均残高 ..... 35  
 イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高 ..... 42  
 ウ. 保有有価証券種類別平均残高 ..... 35  
 エ. 預証率 ..... 35  
 ⑤ 信託業務に関する指標  
 ア. 信託財産残高表 ..... 43  
 イ. 金銭信託等の受託残高 ..... 43  
 ウ. 元本補填契約のある信託の種類別の受託残高 ..... 該当ありません  
 エ. 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 ..... 43

オ. 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高 ..... 該当ありません  
 カ. 金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高 ..... 該当ありません  
 キ. 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 ..... 該当ありません  
 ク. 担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高 ..... 該当ありません  
 ケ. 使途別の金銭信託等に係る貸出金残高 ..... 該当ありません  
 コ. 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 該当ありません  
 サ. 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 該当ありません  
 シ. 金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高 ..... 該当ありません  
 ス. 電子決済手段の種類別の残高 ..... 該当ありません  
 セ. 暗号資産の種類別の残高 ..... 該当ありません

**3. 銀行の業務の運営に関する事項**  
 (1) 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組みの状況 ..... 1~9

**4. 銀行の直近2中間事業年度の財産の状況に関する事項**  
 (1) 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書 ..... 23~26  
 (2) 次に掲げるものの額及び①から④の合計額  
 ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ... 34  
 ② 危険債権 ..... 34  
 ③ 三月以上延滞債権 ..... 34  
 ④ 貸出条件緩和債権 ..... 34  
 ⑤ 正常債権 ..... 34  
 (3) 元本補填契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額 ..... 該当ありません  
 (4) 自己資本の充実の状況 ..... 45  
 (5) 時価等情報  
 ① 有価証券の時価等情報 ..... 36, 37  
 ② 金銭の信託の時価等情報 ..... 36, 37  
 ③ デリバティブ取引情報 ..... 38~41  
 ④ 電子決済手段情報 ..... 41  
 ⑤ 暗号資産情報 ..... 41  
 (6) 貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額 ..... 34  
 (7) 貸出金償却額 ..... 34  
 (8) 金融商品取引法に基づく監査証明 ..... 23

銀行法施行規則第19条の3 (連結情報)

**1. 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項**  
 (1) 直近の中間事業年度における事業の概況 ..... 11  
 (2) 直近3中間連結会計年度及び2連結会計年度の主要な経営指標等の推移  
 ① 経常収益 ..... 11  
 ② 経常利益又は経常損失 ..... 11  
 ③ 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ..... 11  
 ④ 包括利益 ..... 11  
 ⑤ 純資産額 ..... 11  
 ⑥ 総資産額 ..... 11  
 ⑦ 連結自己資本比率 ..... 11

**2. 銀行及びその子会社等の直近2中間連結会計年度の財産の状況に関する事項**  
 (1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書 ..... 12~20  
 (2) 次に掲げるものの額及び①から④の合計額  
 ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ... 21  
 ② 危険債権 ..... 21  
 ③ 三月以上延滞債権 ..... 21  
 ④ 貸出条件緩和債権 ..... 21  
 ⑤ 正常債権 ..... 21  
 (3) 自己資本の充実の状況 ..... 46  
 (4) セグメント情報 ..... 21  
 (5) 金融商品取引法に基づく監査証明 ..... 12

自己資本の充実の状況等 (平成26年金融庁告示第7号)

**1. 自己資本の構成に関する開示事項 (単体)** ..... 45

**2. 自己資本の構成に関する開示事項 (連結)** ..... 46

**3. 定量的な開示事項 (単体)**  
 (1) 自己資本の充実度に関する事項 ..... 47, 48  
 (2) 信用リスクに関する事項 ..... 49~52  
 (3) 信用リスク削減手法に関する事項 ..... 52  
 (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ..... 52, 53  
 (5) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 53  
 (6) 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 54  
 (7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ..... 55  
 (8) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 ..... 55  
 (9) 金利リスクに関する事項 ..... 55

**4. 定量的な開示事項 (連結)**  
 (1) その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ..... 56  
 (2) 自己資本の充実度に関する事項 ..... 56, 57  
 (3) 信用リスクに関する事項 ..... 58~61  
 (4) 信用リスク削減手法に関する事項 ..... 61  
 (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ..... 61, 62  
 (6) 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 62  
 (7) 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 63  
 (8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ..... 64  
 (9) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 ..... 64  
 (10) 金利リスクに関する事項 ..... 64

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

資産の査定公表 ..... 34